

## 分野別措置事項

### 1 法務関係

#### ア 国民が利用しやすい司法制度の実現

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等 (財務省、法務省)	c 税理士、司法書士についても、規制改革委員会の第2次見解及び司法制度改革審議会の意見等を踏まえ、更なる業務拡大が可能かどうかの観点から、引き続き、これらの法律の改正後の状況について注視していく。			引き続き注視	<p>(法務省) 不動産登記法等の一部を改正する法律(平成17年法律第29号)が平成17年4月6日成立し、自ら代理人として関与している簡易裁判所における事件の上訴の提起を代理すること、紛争の目的の価額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えない民事に関する紛争の仲裁手続について代理すること及び筆界特定の手続であって、対象土地の価額に法務省令で定める割合を乗じた額が裁判所法第33条第1項第1号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理することができるなどとされるなどの改正がされた(平成18年1月20施行)</p> <p>(財務省) (税理士) 1 規制改革委員会の見解を踏まえ、税理士が、その業務として、裁判所において補佐人として訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる制度を創設(税理士法の一部を改正する法律(平成13年法律第38号)) 2 平成16年11月26日付の司法制度改革推進本部決定において、税理士の裁判外紛争解決手続の利用促進に関する法律の施行後における手続実施者としての実績等が見極められた将来において改めて検討される課題</p>	

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
					とされている。 なお、同決定においては、税理士の有する専門的知識を租税の関連する民事紛争において手続実施者の相談者として活用するなど、手続実施者や代理人以外としても裁判外紛争解決手続の利用促進に寄与していくことが期待されるとされている。	

## ウ その他

規制改革推進3か年計画（再改定）（平成15年3月28日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容等	実施予定時期				
		13年度	14年度	15年度		
ITに係る刑事基本法制の整備（法務省）	IT経済社会における刑事の基本法制について、高度情報通信ネットワーク社会の安全性及び信頼性の確保に資するため、法的基盤の整備を行う。				（法務省） 「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案」を第163回国会に提出し、現在、継続審議中。	
	b 平成17年までに、各種ハイテク犯罪に対する罰則、情報通信ネットワークに関する捜査手続について、必要に応じた法整備を行う。	必要に応じて法整備				